ASBJ

第 528 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(5)-2

日付　2024 年 6 月 20 日

プロジェクト　金融資産の減損に関する会計基準の開発

項目　ステップ 5 に関する検討の方向性

## I.　本資料の目的

1.　本資料では、ステップ 5 を採用する一般事業会社における貸倒引当金の対象となる金融資産に関する検討の方向性についての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示し、ご意見を伺うことを目的としている。

　なお、「満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券」の取扱いについては、ステップ 3 及びステップ 4 に関する審議を踏まえて別途検討することを予定しているため、本資料における検討の対象外としている。

## II.　これまでの経緯

2.　第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）及び第 219 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 29 日開催）（以下「第 527 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の金融資産等について、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する単純化したアプローチを取り入れることを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

(1) 収益認識会計基準等[1]に従って計上された受取手形（その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権を除く。）、売掛金及び契約資産

(2) リース会計基準等[2]に従って計上されたリース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を受領する権利に係る部分

3.　本資料では、現行基準において貸倒引当金の対象となる金融資産等を確認したうえで、ステップ 5 を採用する一般事業会社における取扱いに関する検討の方向性につ

[1] 本資料では、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載する。

[2] 本資料では、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を合わせて「リース会計基準等」と記載する。

いての分析及び提案をお示しする。

## III. 現行基準において貸倒引当金の対象となる金融資産等の確認

4. ステップ 3 及びステップ 4 に関する審議を踏まえて別途検討することを予定している満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を除いて、金融商品会計基準等[3]を含む現行基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等としては、次のものが挙げられる。

(1) 顧客との契約から生じた債権に係る受取手形、及び電子記録債権

(2) 売掛金

(3) 契約資産

(4) リース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分

(5) オペレーティング・リース取引（契約）に係る債権

(6) 未収金

(7) 敷金

(8) 将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）

(9) ゴルフ会員権等（預託保証金部分）

(10) 貸付金

(11) 未収利息（支払期日が既経過のもの）[4]

(12) 建設協力金

---

[3] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」、日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」及び実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

[4] 金融商品会計基準第 95 項参照。

## IV. ステップ5の検討の方向性に関する分析及び提案

### （基本的な方針）

5. 国際的な会計基準に関して、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性の低減及び世界的な金融危機の際における減損の認識への批判[5]に対応するために金融商品会計プロジェクトに取り組み、金融資産の減損については従来の発生損失モデル（Incurred loss model）から予想損失モデル（Expected loss model）への転換を柱とする会計基準の改正が行われた。

6. このような国際的な状況を踏まえ、当委員会は、2018年8月に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、より広く一般から意見を募集したうえで、第419回企業会計基準委員会（2019年10月25日開催）において、金融商品の減損について国際的に整合性のあるものとするための取組み、すなわち従来の発生損失モデルから予想損失モデルに移行することを目的とする本プロジェクトに着手することが了承された。一方、金融商品の分類及び測定については、金融資産の減損の検討と並行して、分類及び測定と減損の定めの関係（IFRS第9号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行い、その後、開発に着手するか否かを決定することとされている。

7. IASBでは、IFRS第9号を開発する際、金融商品の分類及び測定を見直したうえで予想損失モデルを導入している。すなわち、事業モデルとSPPI要件によって損益計算において償却原価で測定する金融資産を分類したうえで、償却原価で測定する金融資産に対して予想損失モデルを適用することとしている。換言すると、IFRS第9号では、償却原価での測定と予想信用損失に基づく減損モデルはセットであると考えられる。

8. この点、本プロジェクトにおいてこれまで審議を行ってきたステップ2から4では、貸付金及び債券を対象として、原則として償却原価で測定する場合[6]における予想信用損失モデルの適用について検討を行ってきた。この観点からは、ステップ2から4において、償却原価での測定と予想信用損失に基づく減損モデルをセットと

---

[5] 深刻化した世界的な金融危機のため、G20や金融安定理事会を含む市場関係者から、特に減損の認識について、当時の発生損失モデル（incurred loss model）により“too little, too late”となっており、金融危機の問題を増幅していると批判された（第377回企業会計基準委員会（2018年1月25日開催）審議事項(5)参照。）。

[6] ステップ4では、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲し、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けることを提案している。

した場合の取扱いについて検討を行っていたと考えられる。

9. ここで、本資料第 4 項に記載した現行基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等については、今後、分類及び測定の見直しに関する議論を行った場合、償却原価で測定されることになるか必ずしも定かではないものが含まれていると考えられる。このような状況を踏まえると、現行基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等に対して予想信用損失に基づく減損モデルを適用するかどうかは、本来的には金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論と関連付けて行うことが望ましいと考えられる。

10. 金融商品の分類及び測定の開発に着手するかどうか今後検討を行うとしている現状においては、ステップ 5 の基本的な方針として、現行基準において貸倒引当金の対象となるすべての金融資産等に予想信用損失に基づく減損モデルを適用するのではなく、現行基準における金融商品の分類及び測定を前提として、IFRS 第 9 号における取扱いや金融資産の性質等に基づいてグルーピングしたうえで、IFRS 第 9 号の定めを取り入れるか、又は当面の間は現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲するかを判断していくこととすることが考えられる。

11. 以降では、本資料第 4 項に記載した現行基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等をグルーピングしたうえで、グループごとに前項の基本的な方針を踏まえた対応方針についての検討を行う。

**（ステップ 5 における対応方針についての検討）**

12. 本資料第 4 項に記載した現行基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等について、IFRS 第 9 号における取扱いや金融資産の性質等を踏まえると、次のとおり分類することが考えられる。

グループ 1

(1) 顧客との契約から生じた債権に係る受取手形、及び電子記録債権

(2) 売掛金

(3) 契約資産

(4) リース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分

(5) オペレーティング・リース取引（契約）に係る債権

グループ 2

(1) 未収金

グループ 3

(1) 敷金

(2) 将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）

(3) ゴルフ会員権（預託保証金）

グループ 4

(1) 貸付金

(2) 未収利息（支払期日が既経過のもの）

(3) 建設協力金

**グループ 1 についての検討**

13. 前項のグループ 1 には、一般事業会社における通常の営業取引から生じる営業債権及び契約資産に加え、リース取引（契約）から生じる債権等を分類している。

14. この点、IFRS 第 9 号では、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。）から生じた営業債権及び契約資産、並びに IFRS 第 16 号「リース」に基づくリース債権に対して、単純化したアプローチの適用が要求又は許容されている。単純化したアプローチを要求又は許容する理由として、IFRS 第 9 号は、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させるため、及び重大な金融要素のない営業債権の大半は満期が 1 年未満であり全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろうといったコメントが関係者から寄せられたことを挙げている。

15. 前項に記載した状況は我が国における一般事業会社においても同じであると考えられるため、本資料第 2 項に記載のとおり、第 527 回企業会計基準委員会等において、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いとして、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに関する定めを取り入れることを事務局から提案し、特段の異論は聞かれなかった。このため、グループ 1 に分類した債権等については、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチを採用することが考えられる。

16. なお、ファクタリング（一般的に事業者が保有している売掛債権等を期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービスであり、法的には債権の売買（債権譲渡）契約である。）により、ファクタリング会社が取得した売掛債権等については、収益認識会計基準等の適用範囲外であるため（収益認識会計基準第 3 項(1)）、金融商品会計基準等における購入した債権等として取り扱うことが考えられる。

**グループ 2 についての検討**

17. 次に、本資料第 12 項のグループ 2 の未収金に関して、現行基準では一般的に通常の営業取引以外の取引から生じる様々な性質の債権が未収金として計上されている。また、固定資産の売却に係る未収金に関して、収益認識会計基準等の適用範囲に含まれていない（収益認識会計基準第 108 項）ため、本資料第 2 項の事務局提案の範囲には含まれないと考えられる。

18. この点、一般的に未収金は満期が 1 年未満であり、本資料第 14 項に記載した単純化したアプローチを要求又は許容する理由に該当することが多いと考えられる。このため、ステップ 5 においては、未収金について単純化したアプローチの対象とするかどうか、対象とする場合にその旨を明示するかどうかが議論になると考えられる。

**グループ 3 についての検討**

19. 本資料第 12 項のグループ 3 には、敷金やゴルフ会員権といった我が国の実務慣行を踏まえて金融商品会計基準等において個別の定めが設けられている金融資産を分類している。ここで、グループ 3 に分類される金融資産は、今後、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行った場合、償却原価で測定されることになるか必ずしも定かではないと考えられるため、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する方向で検討を進めることが考えられる。

**グループ 4 についての検討**

20. 本資料第 12 項のグループ 4 には、本プロジェクトにおいて焦点を当てることが考えられる貸付金及び貸付金と密接に関連する未収利息のほか、建設協力金を分類している。

21. 貸付金について、貸金業の登録をしておらず金銭の貸付を業としていない一般事業会社では、従業員（個人）や同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付けのみであると考えられる。

22. まず、従業員等の個人に対する貸付金については、一般的に期日経過の情報が唯一の利用可能な借手固有の情報であると考えられるため、ステップ 2 において取り入れることを提案している契約上の支払の期日経過が 30 日超である場合に信用リスクの著しい増大（SICR）が生じているという反証可能なみなし規定（IFRS 第 9 号 5.5.11 項、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」B8I 項）を利用することが考えられる。このため、従業員等の個人に対する貸付金については、追加的な取扱いを検討する必要性は低いと考えられる。

23. 一方、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付金に関する減損の取扱いについては、IASB において現在進行中の IFRS 第 9 号の減損に係る要求事項の適用後レビューにおいて取り上げられた論点であり、また当該適用後レビューに関するこれまでの審議において我が国の関係者からも意見が聞かれている。さらに、当委員会では、ステップ 4 を採用する金融機関における貸付金に係る減損の取扱いについての検討を継続している状況にある。このため、本論点については、ステップ 4 の検討を踏まえて検討することが考えられる。

24. 次に、建設協力金は、「建物建設時に消費寄託する建物等の賃貸に係る預託保証金であり、契約に定めた期日に預託金受入企業が現金を返還し差入企業がこれを受け取る契約である」とされ、典型例としては当初無利息であり 10 年経過すると低利の金利が付き、その後 10 年間にわたり現金で返済されるものが挙げられる。このため、建設協力金は、法形態は異なるものの、一般的に満期までの期間が長期であり、経済実態としては貸付金に類似した金融資産であると考えられる。したがって、貸付金とあわせてステップ 4 の検討を踏まえて検討することが考えられる。

25. 上述した状況を踏まえると、グループ 4 については、ステップ 4 の検討後に改めて検討することが考えられる。

**（ステップ 5 に関する検討の方向性についての提案）**

26. 以上の分析を踏まえると、ステップ 5 では次の方向性で検討を進めることが考えられるがどうか。

(1) IFRS 第 9 号の単純化したアプローチを取り入れる方向で検討を進める金融資産等

① 顧客との契約から生じた債権に係る受取手形、及び電子記録債権

② 売掛金

③ 契約資産

④ リース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分

⑤ オペレーティング・リース取引（契約）に係る債権

(2) IFRS 第 9 号の単純化したアプローチの対象とするかどうか検討を行う金融資産

① 未収金

(3) 金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間は、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する方向で検討を進める金融資産

① 敷金

② 将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）

③ ゴルフ会員権（預託保証金）

(4) ステップ 4 の検討後に改めて検討する金融資産

① 貸付金

② 未収利息

③ 建設協力金

**ディスカッション･ポイント**

本資料第 5 項から第 26 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上